

(参考) 1 箇月及び 2 暦日の拘束時間の延長に関する協定書 (例)
(車庫待ち等の隔日勤務のタクシー運転者)

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇タクシー労働組合執行委員長〇〇〇〇 (〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇〇) は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第 2 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、隔日勤務に就くタクシー運転者であって、かつ、顧客の需要に応ずるため常態として営業所 (又は〇〇駅) において待機する就労形態のものとする。
- 2 1 箇月の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は 1 日とする。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
270 時間	262 時間	268 時間	262 時間	268 時間	262 時間	262 時間	268 時間	268 時間	270 時間	262 時間	268 時間

- 3 2 暦日の拘束時間に関し、22 時間を超える回数及び 2 回の隔日勤務を平均し隔日勤務 1 回当たり 21 時間を超える回数の合計は、1 箇月について 5 回以内とする。また、夜間 4 時間以上の仮眠を与えることとする。
- 4 上記 3 を満たす場合において、2 暦日の拘束時間を 24 時間まで延長するものとする。また、この場合において、1 箇月の拘束時間は、下の表のとおり、上記 2 の表の各月に 10 時間を加えた時間とする。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
280 時間	272 時間	278 時間	272 時間	278 時間	272 時間	272 時間	278 時間	278 時間	280 時間	272 時間	278 時間

- 5 本協定の有効期間は、〇年 4 月 1 日から〇年 3 月 31 日までとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇タクシー労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇タクシー株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇タクシー株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印